## 諸外国における車体課税の実態調査

- 問1 自動車の取得、保有、使用/走行の各段階で課される税について、課税主体、課税客体、課税指標、税率、税収を別紙様式によりご回答ください。また、電気自動車に対する 優遇措置等については、その他特筆すべき内容として備考欄にご記載ください。
  - ※ ガソリン車、電気自動車等の車両区分により、課税指標や税率等が変わる場合は、それぞれご回答ください。
  - ※ 「出力」が課税指標になっている場合、お分かりになる範囲で「定格出力」「最高出力」のいずれかを明示してください。
- 問2 問1の課税指標に「排気量」がある場合、排気が無い電気自動車に対して、税率などをどのように設定しているかご回答ください。

自動車税法に規定される電気自動車(機械的または電気化学的エネルギー貯蔵装置 (バッテリー)または排出ガスのないエネルギー変換器(水素駆動燃料電池)から完全または大部分が供給される電気モーターのみで駆動される車両)については、2011年5月17日以前に新規登録された場合は5年間免税、2011年5月18日から2025年12月31日までに新規登録された場合は最長10年間免税される。この規定は最長で2030年12月31日まで適用される。免税期間終了後は自動車税が50%減額となる。

問3 課税指標に「CO2排出量」を採用している場合、具体的に、どういった考え方(指標として「CO2排出量」に着目して課税する理由)に基づき、どういった測定方法 (例:LCAなど)により、どういった数値を捕捉することとしているかご回答ください。その際、走行段階でCO2を排出しない電気自動車については、どのように課税されているかご回答ください。

WLTP に基づいて測定される。電気自動車については上記問2のとおり一定期間免税となる。免税期間終了後は重量課税の対象となり、商用車と同じ税率が適用されるが、 環境への配慮として50%減額となる。 問4 問1の課税指標に「(最高)出力」がある場合、複数のモーターが搭載されている 電気自動車の(最高)出力はどのように取り扱われるかご回答ください。

※例:(最高)出力が最も高いモーターの値を基に課税 等

課税指標に「(最高) 出力」がない。

問5 問1の課税指標に「(最高)出力」がある場合、ソフトウェアの更新等により(最高)出力が変更された場合、課税上どのように取り扱われるかご回答ください。

※例:変更後の(最高)出力に基づき課税、変更前の(最高)出力に基づき課税 等

課税指標に「(最高) 出力」がない。

問6 (問2や問3に関連して)一般的に、電気自動車は内燃機関車に比べて「重量」が 大きくなることから、道路損傷負担等を考慮すれば、相応の税負担を求めるべきとも考 えられますが、各国(州や市町村を含む。)において、これまで、電気自動車への課税 のあり方についてどのような考え方が表明されているかご回答ください。

問2の回答に説明されているように、2030年まで電気自動車は免税される。「重量」のために、課税の方針を変更することは現在議論されていない。政党内または連立政権内でこのテーマに関する議論については、公開されているソースがない。

なお、自動車課税は、連邦の管轄であるため、州や地方自治体レベルでは自動車税に 対する議論が行われない。

現在有効の「道路交通規則」(Straßenverkehrsordnung; StVO) では、舗道への駐車は、総質量 2,800kg 以下の自動車にのみ許可される。したがって、すでに 3,000kg を超える大型電気自動車は、居住者駐車許可証のために例外許可が必要となる。

問7 (問6に関連して)電気自動車への課税について、課税を強化する観点で近年の動き\*がある場合は、その内容や国内での議論、検討の状況、課題(業界団体からの反発等)などをご回答ください。

※税率の引上げ、優遇措置対象の縮小、新たな課税指標((最高)出力など)の採用など

課税を強化する動きがない。

問8 今回の調査への回答にあたり、参考とした法令・制度や文献、記事などがあれば、 該当箇所を含めご回答ください。

ドイツ連邦財務省関税局 自動車税

(<a href="https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Steuern/Verkehrsteuern/Kraftfahrzeugsteuer">https://www.zoll.de/DE/Fachthemen/Steuern/Verkehrsteuern/Kraftfahrzeugsteuer\_node.html</a>)

ACEA Tax Guide 2022

(https://www.acea.auto/files/ACEA\_Tax\_Guide\_2022.pdf)

ドイツ連邦統計局

(https://www.destatis.de/DE/Home/inhalt.html)

問6参考 https://efahrer.chip.de/news/weil-e-auto-zu-schwer-ist-stadt-kassiert-bewohnerparkausweis-wieder-ein\_1011978

課税段階※	取得
税の名称	付加価値税 (VAT)
課税主体	ドイツ連邦財務省
課税客体	自動車
課税指標	売上高
	新車の販売時に価格の 19%を課税。
税率	中古車の場合、販売価格と購入価格の差額に課税。
	個人間で販売される自動車は非課税。
税収	自動車の売上高にかかる税収については調査した範囲内では不明。
(直近3年分)	
備考	

課税段階※	保有		
税の名称	自動車税(国税)		
課税主体	ドイツ連邦財務省		
課税客体	公道での交通用の自動車		
課税指標	新規登録日、CO2 排出量、許容総重量等		
	1. 乗用車(自動車)の税率		
	乗用車の課税に関しては、新規登録日によって基準が異なる。		
	① 新規登録が 2009 年 6 月 30 日までの乗用車		
	CO2 排気量 100cm³あたりガソリンエンジン車は 6.75€、ディー		
	ゼルエンジン車は 15. 44€課税される。		
	② 2009年7月1日以降に新規登録された乗用車		
	CO2 課税が適用される。CO2 排出量が少ない車は、CO2 排出量が		
	多い車よりも優遇税が課せられる。年税は、車両の排気量に基		
税率	づく基本額と CO2 に基づく額から構成される。		
	③ 2009年7月1日から2020年12月31日までに新規登録された		
	乗用車		
	排気量 100cm³につき基本料金に 2€追加課税。		
	④ 2021年1月1日以降に新規登録された乗用車		
	低公害車へのインセンティブを強化するため、2021年1月1日		
	から新規登録の乗用車に6段階の税率が適用される。税率はよ		
	り CO2 排出量に基づいたものとなる。CO2 の値が高くなるほど、		
	各段階の割合に対する税率も高くなる。税率は、ステージ		

1 (95g/km 以上 115g/km 未満)の g/km あたり 2€から、ステージ 6 (195 g/km 以上)では g/km あたり 4€に増加する。

CO2 関連税額を決定するには、95g/km を超える CO2 値の部分を、以下に記載されている 6 つの CO2 レベルに分類する必要がある。95 g/km 未満は引き続き非課税となる。

レベル	CO2 テスト値(WLTP)(g/km)	g/km あたりの税
1	95 以上 115 未満	2. 00€
2	115 以上 135 未満	2. 20€
3	135 以上 155 未満	2. 50€
4	155 以上 175 未満	2. 90€
5	175 以上 195 未満	3. 40€
6	195 以上	4. 00€

## 2. 軽自動車の税率

軽自動車という用語には、クワッド、バギー、トライク及び同様の車両が含まれる。税額は汚染物質の排出量に応じて異なり、容積と駆動装置の種類 (ガソリンエンジン車またはディーゼルエンジン車) によっても異なる。100cm³排出ごとに、ポジティブ点火エンジンを搭載した車両の場合は 21.07€または 25.36€、圧縮点火エンジンを搭載した車両の場合は 33.29€または 37.58€となる。

## 3. キャンピングカー税率

トレーラーハウスは主に重量ベースの課税の対象となる。また、税額は排出クラスによって異なる。税率は幅広く、排出クラスに応じて総重量 200kg あたり 10.00€から 40.00€の範囲。

## 4. 商用車の税率

商用車という用語には、トラック、バス、トラクター及び特殊車両が含まれる。ここでは、車両の許容総重量が 3,500kg を下回るか上回るかを区別する必要がある。

- ① 許容総重量が 3,500kg 未満 総重量 2,000 kgまでの場合は 11.25€、2,000~3,000 kgまでの 場合は 12.02€、3,000~3,500 kgまでの場合は 12.78€が課せら れる。
- ② 許容総重量が 3,500kg 以上

	許容総重量が 3,500kg を超える商用車には、汚染物質/騒音ク
	ラスに応じて課税される。
	5. 電気自動車の税率
	完全電気自動車に対して一時的な税の免除が規定されている。自動車
	税法における電気自動車とは、機械的または電気化学的エネルギー貯
	蔵装置(バッテリー)または排出ガスのないエネルギー変換器(水素
	駆動燃料電池) から完全または大部分が供給される電気モーターのみ
	で駆動される車両である。
	電気自動車は、2011 年 5 月 17 日以前に新規登録された場合は 5 年間
	免税、2011 年 5 月 18 日から 2025 年 12 月 31 日までに新規登録された
	場合は最長 10 年間免税される。この規定は最長で 2030 年 12 月 31 日
	まで適用される。免税期間終了後は自動車税が50%減額となる。
税収 (直近3年分)	2020 年度:約 95. 3 億€
	2021 年度:約 95. 5 億€
	2022 年度:約 95. 0 億€
備考	

課税段階※	使用/走行
税の名称	エネルギー税
課税主体	ドイツ連邦財務省
課税客体	エネルギー製品(ガソリン等)
課税指標	使用量
税率	ガソリン 1,000 リットルあたり 721.00€
	2020 年度:約 376 億€
税収	2021 年度:約 371 億€
(直近3年分)	2022 年度:約 336 億€
	※ガソリン以外のエネルギー製品からの税収も含む合計額
備考	